

議案第62号 小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、小松島市長の選挙におけるビラの作成等の基準額を改めるもの。

小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成20年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(公費の支払手続) <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公営の限度額)</p>	(公費の支払手続) <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公営の限度額)</p>	改正

第5条 第2条の規定による公営の限度額は、候補者1人について、  
7円30銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6  
号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて  
得た額とする。

第5条 第2条の規定による公営の限度額は、候補者1人について、  
7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6  
号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて  
得た額とする。

改正